破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０２号

岡山県井原市七日市町779番地７

債務者　井本　直利

1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一

4　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号

香川県三豊市詫間町詫間4640番地

債務者　増富　博美

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前11時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松本　龍太

4　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午後２時

6　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２０号

宮城県名取市愛島台２丁目16番地の21

債務者　澁谷　和之

1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　萩生田和徳

4　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号

三重県鈴鹿市末広北１丁目10番31号　シルクスクエア303

債務者　吉井　　崇

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江

4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８６号

大阪府貝塚市橋本102番地12

債務者　寺本　利幸

1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　新宅　正人

4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号

岡山市南区郡146番地11

債務者　山本　直行

1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西野　淑子

4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時40分

6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７号

岡山市北区北長瀬本町３番18―２号

債務者　松川　晶恵（旧姓花田）

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　武政　祥子

4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時20分

6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０号

徳島県小松島市小松島町字南開60番地の２ボヌールＡ101号室、旧住所岡山県岡山市北区伊島町３丁目６番８号　シティハイムＭＯＲＩ101号室

債務者　髙﨑　公祐

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　野々木靖人

4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号

徳島県徳島市八万町中津浦173番地の12、旧住所徳島市八万町内浜53番地の10

債務者　小谷　裕美（旧姓市橋）

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　島尾　大次

4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前９時45分

6　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０８号

奈良県香芝市下田西３丁目１番17―405号　コーポラス香芝

債務者　ヘアー・アクションこと　竹内　和樹

1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　板野　陽一

4　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前11時10分

6　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５０号

新潟県村上市上片町２番18号

債務者　立花　俊將

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳

4　破産債権の届出期間　平成27年８月12日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後４時

6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第９７号

愛知県田原市若見町松渕64番地４、従前の住所愛知県田原市西山町西ノ山93番地

債務者　ショッピングセンターおおばこと　大場　　裕

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　池田　　至

4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前11時10分

6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２３号

長崎県長崎市鳴見町68番21号、住民票上の住所長崎県長崎市愛宕３丁目８番24号

債務者　松本　博行

1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　多良　博明

4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時35分

6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係